

## 公的研究費執行要領 2024 年度からの主な変更点

- (1)旅費交通費について、本学学部生・大学院生を専任教員に同行させる出張時の学生の旅費は、学割適用の有無に関わらず、専任教員と同様に実費が支給対象額となりました（ただし、可能な限り学割による購入を指示する等、経済的な執行に努めてください）。
- (2)短期アルバイトの給与振込日は勤務月の翌月 25 日とされていましたが、人事システム上での取扱いの変更に伴い、雇用期間最終日（最終勤務日ではありません）の翌月 25 日に変更となりました。
- (3)長期アルバイト採用時の必要書類の履歴書について、本学学生以外の被雇用者は年度更新時に履歴書の再提出が必要とされていましたが、最初の雇用時のみ提出が必要となりました（更新手続時には履歴書の提出は不要となりました）。
- (4)一般研究費の取扱い及び管財課の運用ルールの変更に伴い、税込単価 10 万円以上の物品調達の執行期限が当年度の 2 月末日に変更となりました（2025 年 4 月 17 日追記）。
- (5)上記のほか、物品購入について、購入できる物品・できない物品の例示の表の一部変更を行いました。

以上